

「改正」少年法の運用実態調査結果

- 裁定合議・検察官の審判関与・いわゆる原則検察官送致事件を対象に -

第1 本調査の目的・方法

1 本調査の目的

「改正」少年法は、2000年11月28日に成立し、2001年4月1日に施行された。「改正」少年法は、附則3条において、施行後5年が経過した場合の見直しが規定されており、2006年4月にその時期を迎えることになる。

「改正」少年法の成立を受け、当連合会では会長声明を発表し、「少年法の理念を護り発展させる立場から、付添人活動を一層充実させ、『改正』少年法の運用の実態を注視していく決意である。」と表明した。

当連合会子どもの権利委員会では、上記会長声明を受け、付添人活動の充実と施行後5年が経過した際の見直しに資するため、「改正」少年法の運用実態について全国的な調査を進めてきた。本資料は、その調査結果を2004年8月31日時点で取りまとめたものである（本資料中の件数は、該当する少年の人数を表す）。

2 本調査の方法

本調査では、まず、裁定合議・検察官の審判関与・いわゆる原則検察官送致のいずれかに該当した少年事件について、付添人を担当した弁護士から「事情聴取票」を回収して全国的な情報を集約した（但し、担当付添人が判明しなかった事件もある）。第1回調査（調査対象：2001年4月1日から同年9月30日までに審判があった事件）では44件中28件、第2回調査（調査対象：2001年10月1日から2002年9月30日までに審判があった事件）では118件中36件の回答を得ている。

また、上記調査での回答の有無に関わらず、内容が特に注目された事件について、全国付添人経験交流集会、子どもの権利委員会夏季合宿などの機会を通じ、付添人を担当した弁護士から詳細な聴き取りを行った。

第2 調査結果

1 弁護士・弁護士付添人の選任時期

集計結果（回答数62件）

- ・ 捜査段階…………… 45件
- ・ 家裁送致後……… 13件（うち検察官関与決定後の国選付添人が1件）
- ・ 起訴後…………… 4件

2 検察官送致可能年齢の引き下げ（法20条1項） 法＝少年法。以下同じ。

「改正」された内容

法20条におかれていた「送致のとき16歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない」との但書が削除され、14歳及び15歳の少年についても、家庭裁判所における審判の結果、刑事処分が相当と認めるときには、検察官に送致することができるようになった。

寄せられた意見

(1) 審判

- ・ 15歳の少年が検察官送致とされたが、少年に付添人が選任されたのは審判期日の前日であった。少年に保護処分歴はなく、検察官及び少年鑑別所の処遇意見も「少年院送致相当」であったにもかかわらず、調査官は「刑事処分相当」との意見であった。少年の要保護性について、十分な調査・検討がなされていないという印象を受けた。

(2) 検察官送致後の刑事裁判

- ・ 15歳の少年は、傍聴者が多数在廷する公開の法廷で、俯いて上半身を深く折り曲げたままの姿勢になってしまい、安心して本当の気持ちを語ることができるような状態にはならなかった。裁判が長期化し、少年が拘置所で何ら教育的処遇もないまま長期放置される結果となってしまった。

3 いわゆる原則検察官送致（法20条2項）

「改正」された内容

法20条に2項が新設され、16歳以上の少年が故意の犯罪行為によって被害者を死させた場合、家庭裁判所の調査の結果、諸事情を考慮して刑事処分以外の措置を相当と認めるとき以外は、検察官送致決定をしなければならないとされた。

(1) 審判

非行地と少年の住所地が異なる場合の審判管轄

集計結果（回答数9件）

- ・ 非行地を管轄する家裁……………2件
- ・ 少年の住所地を管轄する家裁……2件
- ・ 家裁支部から家裁本庁へ移送……5件

寄せられた意見

- ・ 少年の住所地から遠く離れた非行地の家裁で審判が行われたため、少年と保護者の面会に支障が大きかった。

調査官の処遇意見、審判結果

集計結果

調査官の処遇意見（回答数43件）

- ・ 刑事処分相当……28件
- ・ 保護処分相当……14件

- ・ 調査命令なし..... 1 件
- 審判結果（回答数 4 5 件）
- ・ 検察官送致..... 3 0 件
- ・ 保護処分 1 5 件

（その内訳）

- ・ 特別少年院（相当長期）..... 2 件
- ・ 特別少年院（療育的医療計画）..... 1 件
- ・ 中等少年院（相当長期）..... 5 件
- ・ 中等少年院（長期）..... 3 件
- ・ 中等少年院（一般短期）..... 2 件
- ・ 保護観察..... 2 件

寄せられた意見

- ・ 少年の資質・要保護性を離れ、事件の重大性だけが考慮されてしまった印象が強い。最初から「共犯者の中で検察官送致すべき主犯は誰か」といった発想で考えられていたのではないか。
- ・ 少年の性格等について「教育が必要」としつつ、結果の重大性で検察官送致と割り切ってしまう。最初から結論ありき、で少年にとって何が最適な処遇かという考慮がなされていない。
- ・ 犯行における役割・程度が処分を分けた。共犯少年内で処分が分かれたことに対する不均衡感が残った。
- ・ 調査官は、少年の要保護性が低いことから、保護処分を不相当とする理由付けに悩んでいた。
- ・ 検察官送致の原則性と被害者感情が相当意識されていた。調査官は刑事公判の実情を知らないという印象を受けた。
- ・ 裁判官の発言からは、20条2項但書該当性に関する立証責任が少年側にあるとの印象を受けた。
- ・ 20条2項但書該当性を早期に主張する必要性が大きいと感じた。20条2項の本文と但書をどのように解釈すべきなのか、理論的研究が重要である。
- ・ 審判直前に事件が判事補から判事へと配点替えされ、審判期日においても検察官送致決定に向けて強引な審判指揮が見られた。

（2）検察官送致後の刑事裁判

「改正」による影響

いわゆる原則検察官送致の規定が設けられた結果、該当する事件において検察官送致決定がなされる割合が著しく上昇し、刑事裁判を受ける少年が増加した。

身体拘束

集計結果（回答数 2 3 件）

身体拘束を受けた日数

- ・ 90日以下..... 0 件

- ・ 91～120日..... 1件
- ・ 121～150日..... 4件
- ・ 151～180日..... 1件
- ・ 181～210日..... 4件
- ・ 211～240日..... 3件
- ・ 241～270日..... 2件
- ・ 271～300日..... 2件
- ・ 301～330日..... 0件
- ・ 331～360日..... 3件
- ・ 361日以上..... 3件

身体拘束の場所は、一定期間代用監獄という事例があるが、それ以外は拘置所であり、少年鑑別所という事例は見られない。

寄せられた意見

- ・ 少年鑑別所から拘置所に移され、少年にとってはショックが大きかった印象である。
- ・ 拘置所では、刑事手続で揺れ動く少年の心理に対する教育的働きかけが全くなされなかった。
- ・ 拘置所で成人に悪感化された。
- ・ 独居のため精神的に不安定になった。
- ・ 長期間に及ぶ独居での拘束、教育からの分断が非常に大きな問題である。共犯少年はノイローゼ気味になってしまった。
- ・ 検察官送致決定を受けて少年の住所地から非行地に移監され、弁護士の接見が困難になった。

裁判官・検察官の姿勢

寄せられた意見

- ・ 裁判官は、教育的配慮ある発言を全くしなかったのに、判決言い渡し後に突然「反省が足りない」などと説諭した。検察官は、ところどころで少年に敵対的で、論告でも「無反省の態度顕著」などと主張した。
- ・ 裁判官の対応が非常に悪く、少年の表現力等に対する理解がなかった。
- ・ 検察官は威圧的な証人尋問を繰り返し、裁判官も殺意を争う少年に対し、「こんなに殴っていて、『殺意はない』はないだろう！」などと発言していた。
- ・ 裁判官は丁寧な発問を心がけていた。裁判官・検察官には少年に対する配慮が見られた。

裁判結果

集計結果（回答数30件）

- ・ 無期懲役..... 2件
- ・ 懲役15年..... 2件
- ・ 懲役5年から10年..... 2件
- ・ 懲役5年から8年..... 4件
- ・ 懲役5年から7年..... 1件
- ・ 懲役4年から7年..... 2件

- ・懲役3年6月から7年..... 1件
- ・懲役6年..... 1件
- ・懲役4年から6年..... 2件
- ・懲役3年6月から6年..... 1件
- ・懲役3年から6年..... 3件
- ・懲役3年から5年6月..... 1件
- ・懲役5年..... 1件
- ・懲役3年から5年..... 2件
- ・懲役2年から5年..... 1件
- ・懲役4年..... 1件
- ・家庭裁判所への移送決定..... 3件（その後、少年院送致決定）

寄せられた意見

- ・ 少年の刑事法廷を経験して少年審判の良さを改めて感じた。
- ・ 刑事手続に入ると刑期のみに興味が集中してしまい矯正効果は減退した。
- ・ 反省を促すことと事実関係の争いを両立させることが困難。
- ・ 地元の中学生在が法廷傍聴に来て尋問に影響、被害者の遺族が傍聴席で少年の真後ろに座り少年が怯えた面があった。
- ・ 家庭裁判所への移送について、もう少し広く認められるべきではないか。
- ・ 刑事公判は少年を糾弾するだけの場になってしまい、少年の内省が停止してしまった。判決は、少年の生育歴に全く触れず、成人と同様に画一的なもので、説得力がなかった。
- ・ 少年は公開によるプレッシャーを受け、顔を上げることができなかった。「話しても悪くとられてしまう」と述べていた。
- ・ 少年には、公開法廷での審理が大きなストレスになった様子だった。特に、冒頭陳述と論告には大きなショックを受けており、書面のみでの陳述にとどめる必要があると感じた。判決の言い渡しでは、少年の生育歴等の部分について朗読を省略する扱いがなされた。
- ・ 当初から家庭裁判所が終局決定をなし得た事案であり、約1年間に及ぶ未決期間は、本来少年の処遇に充てられるべきであった。刑事裁判に長期間を要したことが、受移送審での少年院送致決定に対して抗告するか否かの判断に影響を与えた面がある。
- ・ 判決は家庭裁判所への移送についてよく検討してくれた。冒頭陳述においても主張しておけばよかったと感じている。
- ・ いわゆる原則検察官送致の制度ができたことで、事件が公開法廷で扱われることが多くなるが、被害者遺族の事件内容に関する認識が事実と異なる場合、そのズレは公判手続でより鮮明となり、その結果、かえって被害者の怒りを増幅させるだけになりかねない。

4 裁定合議制度（裁判所法31条の4・2項）

「改正」された内容

従来は全て単独の裁判官で審理されていた少年審判について、裁判所が必要と認めるときには3人の裁判官による合議制を採用できることとされた。

集計結果

非行事実に関する争いの有無（回答数13件）

- ・ 非行事実自体に争いあり..... 7件
- ・ 行為の法的評価に争いあり..... 4件
- ・ 争いなし..... 2件

裁定合議とされた理由（回答数17件）

- ・ 処遇選択に慎重を期すため..... 7件
- ・ 処遇選択に慎重を期すため、法的評価に争いあり、重大事件..... 1件
- ・ 処遇選択に慎重を期すため、事実関係に争いあり..... 1件
- ・ 処遇選択に慎重を期すため、法的評価に争いあり..... 1件
- ・ 重大事件であり、法的評価に争いあり..... 1件
- ・ 事実関係に争いあり..... 4件
- ・ 審理に慎重を期すため..... 2件

寄せられた意見

- ・ カンファレンスの雰囲気重くなり、ざっくばらんな話がしにくい。
- ・ 審判期日前の協議は、進行協議が中心となり、裁判官の心証が開示されなかった。
- ・ 裁判官は、事実関係を聞き出すことに集中してしまい、少年に対する説諭など感銘力を持たせようという配慮がなかった。これでは、事実認定について慎重を期すという意味での合議体ではない。
- ・ 審判廷が狭く、少年にはかなり威圧感があったのではないか。
- ・ 単独審よりも検送に傾きやすいのではないか。
- ・ 処遇に関する判断が画一化してしまう危険がある。
- ・ 期日の調整が困難であった。
- ・ スケジュールがきつく、少年との面会等に苦労した。事件の結果や共犯者間の処遇のバランスが重視される傾向を招くのではないか。
- ・ 通常は地方裁判所で裁判を担当している裁判官が合議に加わったが、全く質問もせず、果たして記録を読んでいるかどうか疑問に感じた。
- ・ 慎重な審理を心がけていた。
- ・ 単独審よりも慎重に審理されて良かった。
- ・ 少年への配慮は感じられた。

5 検察官の審判への関与（法22条の2・1項）

「改正」された内容

法22条の2が新設され、一定の事件において、裁判官の決定によって検察官を非行事実の認定手続に関与させることが可能とされた。

集計結果（回答数24件）

非行事実に関する争いの有無

- ・ 非行事実の客観面に争いあり..... 7件
- ・ 行為の主観面に争いあり..... 3件
- ・ 行為の法的評価に争いあり..... 4件
- ・ 争いなし..... 9件
- ・ 共犯少年が否認..... 1件

裁判体

- ・ 単独..... 17件
- ・ 合議体..... 7件

証人尋問実施の有無

- ・ あり..... 15件
- 検察官から証人・少年への発問あり..... 13件
- 検察官から証人・少年への発問なし..... 2件
- ・ なし..... 9件
- 検察官から少年への発問あり..... 3件
- 検察官から少年への発問なし..... 6件

要保護性審理への検察官の立ち会い

- ・ あり..... 2件
- ・ なし..... 22件

寄せられた意見

- ・ 証人尋問は実施されず、少年に対する質問のみだった。法的評価の争いであり、検察官の関与は不要だったのではないか。
- ・ 証人尋問は実施されなかったが、事実認定のために検察官が関与する必要性はあった。
- ・ 証人尋問が実施されたが、検察官からの発問もほとんどなく、検察官の関与が必要だったとは思われない。
- ・ 非行事実争いがないにもかかわらず、事件の重大性を考慮してか、裁判所が検察官関与と決定をした。結果的に、検察官が関与する必要性はなかった。
- ・ 検察官が関与したことにより、裁判官の事実認定者としての立場が明確になり、事実解明に有益だった（結果、一部非行事実なし）。
- ・ 裁判官から検察官の立場について説明がなかったこともあり、少年は検察官・付添人の双方に対して迎合的な供述をしたように感じる。
- ・ 検察官は、刑事法廷において成人の被告人に対するのと全く同様、少年に対して高圧的な態度で質問していた。
- ・ 検察官が第1回審判期日直前に少年が否認に転じた理由の矛盾点を強調して追及したため、少年が自由に発言できない様子だった。
- ・ 捜査担当検察官が審判に立ち会ったため、捜査段階における供述の任意性に関する質問ではやや問題があった。
- ・ 事実認定のために検察官を関与させながら、実質的には少年が否認していることを理由に検察官送致となってしまった。結果的に検察官の関与は無意味だった。

- ・ 検察官は少年に一定の配慮をして対応もソフトであったが、裁判官が少年に対して非常に追及的な態度であった。これでは、検察官関与の立法目的である「少年と裁判所の対峙状況を回避する」ことなど不可能である。

6 観護措置期間の延長（法17条4項）

「改正」された内容

少年を少年鑑別所に送致して観護措置をとる場合の期間について、従来は最長4週間とされていたが、最長8週間まで延長することができるとされた。

寄せられた意見

- ・ 少年への影響は特に感じられなかった。
- ・ 少年の保護者が頻繁に面会をしたことにより、少年の精神状態が安定した。
- ・ 高校への再入学を予定していたが（但し、具体的な準備はパンフレットの取り寄せのみ）、受験できなかった。
- ・ 4週間が経過した後の鑑定留置期間中、少年がうつ状態になってしまった。
- ・ 交際中の女性の出産が迫り、少年が精神的に不安定になった。
- ・ 少年は非行事実を全面的に否認したが、6週間の観護措置期間内で十分に審理は尽くされた。

7 被害者等の意見の聴取（法9条の2）

「改正」された内容

事件の被害者等からの申し出があった場合、相当でないと認めるとき以外は、裁判官または調査官が、被害者の被害に関する心情その他の事件に関する意見を聴取することとされた。

集計結果

意見の聴取方法（回答数24件）

- ・ 期日外に裁判官が聴取..... 11件
- ・ 期日外に調査官が聴取..... 7件（うち1件は書面）
- ・ 期日及び期日外に裁判官と調査官が聴取..... 1件
- ・ 期日外に調査官、期日に裁判官が聴取..... 2件
- ・ 期日外に裁判官と調査官が聴取..... 1件
- ・ 期日に裁判官が聴取..... 2件

寄せられた意見

- ・ 被害者の意見が審判結果に大きな影響を与えたと思われる。
- ・ 裁判官は被害感情が強いことを意識したと思う。
- ・ 被害者の意見は、犯行の役割に応じた処分を求める内容だった。
- ・ 審判廷での意見陳述は、少年に対する感銘力があつた。
- ・ 被害者の意見を聞いた少年に感ずるところがあつたと信じたい。

- ・ 裁判官による事情聴取書は、作成過程で被害感情に大きな影響を受けたことが窺える内容だった。
- ・ 調査官が期日外に聴取した内容をまとめた文書には、情緒的な記載が見られた。